令和８年（フ）第１２６９号
東京都国分寺市日吉町四丁目32番地６特別養護老人ホームうれしのの里
債務者　石山　純子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８３号
東京都八王子市東浅川町548番地１ドエル・クラ220号
債務者　山下　美貴
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８９号
東京都立川市砂川町１丁目43番地の33
債務者　川崎ふゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１６号
東京都調布市下石原１丁目12番地５オアシス202
債務者　阿部　美羽
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８０号
東京都八王子市松木31番地８ＭＩＳH103号
債務者　村上　和代
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２３号
東京都福生市南田園二丁目16番地福生団地10―501
債務者　宮　　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３２号
東京都八王子市大和田町６丁目14番５号メゾン・ド・ノア大和田320号
債務者　根本　友美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５４４号
東京都小平市花小金井南町３丁目23番２号ハイツアリモト101号
債務者　西稔　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５４９号
東京都東大和市新堀２丁目1453番地の86コーポ永寿201号
債務者　清水　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６８号
東京都武蔵野市境南町４丁目１番５号メゾン八木207
債務者　髙橋　杏寿
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２９１号
金沢市尾張町１丁目２番12号　メゾン・ド・グロリエ314号、従前の住所金沢市八日市２丁目202番地２　イマージュ21・205号
債務者　川窪　雅哉
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６２０号
京都府八幡市男山弓岡１番地－Ｂ13―503
債務者　井上　優瞳
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７３４号
京都市上京区千本通下立売下る小山町892番地　メゾン青龍館　302号室
債務者　阿比留通子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８５号
京都府相楽郡精華町大字山田小字下條64番地４
債務者　畝原　節子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９４号
京都市山科区御陵久保町30番地１、前住所京都市右京区西京極末広町６番地　ルミエール西京極　522
債務者　森岡眞由美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２０号
京都府宇治市五ケ庄三番割　黄檗市営住宅１棟205号
債務者　松川　　萌
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９６６号
京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町535番地　ルネスピース清水南304
債務者　中川　直紀
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係